

令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して

- ・自転車の乗りながら通話する行為
- ・画面を注視する行為

新たに禁止され、罰則の対象になりました。

※停止中の操作は対象外

違反者

6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または30万円以下の罰金



酒気帯び運転・ほう助



自転車の酒気帯び運転のほか、
酒類の提供や同乗・自転車の提供に対し、
新たに罰則が整備されました。

違反者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為[※]）を
反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、妨害運転など

その他にも以下の行為は罰則の対象です



ヘッドホン等の使用



並進運転



傘差し運転



二人乗り運転

医療機関の
受診は

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します

【国保・後期の方の保険証について】

下記の①か②、いずれかの方法により医療機関等を受診していただくことになります。

①マイナ保険証で受診する

STEP1.

マイナンバーカードを申請

□ 申請方法は選択可能

- ・ 役場窓口で申請
- ・ オンラインで申請
(パソコン・スマホから)
- ・ 郵便による申請
- ・ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

□ 利用登録の方法

- ・ 役場窓口で行う
- ・ 医療機関、薬局の受付（カードリーダー）
で行う
- ・ マイナポータルで行う
- ・ セブン銀行ATMから行う

②保険証・資格確認書で受診する

・ 保険証で受診（令和7年7月31日まで）

現在お手元にある保険証の有効期限は令和7年7月31日までで、それまでは利用できます。
(保険税の滞納がある方の有効期限は違うことがあります)

・ 資格確認書で受診（令和7年8月1日から）

マイナ保険証がない方には保険証の有効期限が切れる前に、申請いただかなくても資格確認書をお届けします。

(住所異動や新規加入の際には、その時点で資格確認書を発行します)

(介助の必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合等には申請により資格確認書を発行します)

マイナ保険証のメリット

医療費を
節約できる

皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担を減らせます。

より良い医療を
受けることができる

過去のお薬情報や健診結果を見られるようになり、治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。



手続きなしで高額医療の
限度額を超える
支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

■問い合わせ先：子ども健康課 国保年金係 ☎：0173-22-2111（内線142・143）